

岩手県告示第185号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

平成31年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定の更新の年月日
岩手県立宮古病院	宮古市崎楯ヶ崎第1地割11番地26	精神通院医療	平成31年2月1日
公益財団法人総合花巻病院	花巻市花城町4番28号	精神通院医療	〃
岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14地割74番地	精神通院医療	〃
社会福祉法人恩賜財団岩手県 済生会岩泉病院	下閉伊郡岩泉町岩泉字中家19番地1	精神通院医療	〃
岩手県立胆沢病院	奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地	精神通院医療	平成31年3月1日
社団医療法人石川病院	奥州市水沢南町8番10号	精神通院医療	〃